

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月11日
【会社名】	ナノキャリア株式会社
【英訳名】	NanoCarrier Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 中 富 一 郎
【本店の所在の場所】	千葉県柏市柏の葉五丁目4番地19
【電話番号】	04-7169-6550
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼社長室長 中 塚 琢 磨
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目2番2号
【電話番号】	03-3548-0217
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼社長室長 中 塚 琢 磨
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,621,998,000円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年10月7日付をもって提出した有価証券届出書並びに平成25年10月11日付、平成25年10月21日付及び平成25年10月29日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成25年11月11日に四半期報告書（第18期第2四半期 自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）を提出したことに伴い、当該四半期報告書を参照書類に追加するため、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の削除）

「有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実」

3【訂正箇所】

訂正箇所は___ 罫で示してあります。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第17期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第18期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月9日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年10月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月27日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年10月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成25年9月30日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年10月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成25年10月7日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年10月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成25年10月29日に関東財務局長に提出

7【訂正報告書】

訂正報告書（5の臨時報告書の訂正報告書）を平成25年10月11日、平成25年10月21日及び平成25年10月29日に関東財務局長に提出

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第17期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第18期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月9日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第18期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）平成25年11月11日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年10月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月27日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年10月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成25年9月30日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年10月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成25年10月7日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年11月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成25年10月29日に関東財務局長に提出

8【訂正報告書】

訂正報告書（6の臨時報告書の訂正報告書）を平成25年10月11日、平成25年10月21日及び平成25年10月29日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成25年10月7日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加がありました。下記「事業等のリスク」は当該変更及び追加後の「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

なお、下記「事業等のリスク」に含まれている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年10月7日）現在において判断したものであります。また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、かかる将来に関する事項は、下記「事業等のリスク」に記載の事項を除き、本有価証券届出書提出日（平成25年10月7日）現在においてもその判断に変更はありません。

「事業等のリスク」

（省略）

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年11月11日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加はありません。

なお、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年11月11日）現在においてもその判断に変更はありません。

「事業等のリスク」の全文削除